平成２９年（フ）第９０号
長野市篠ノ井塩崎6606番地　庄ノ宮団地Ｃ－38
破産者　菅原　　忍
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
静岡市駿河区向敷地638番地の２
破産者　藤川　元次
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７号
静岡市駿河区池田111番地の１　ウィズパルティール201、旧住所静岡市駿河区池田111番地の１　ウィズパルティール802
破産者　伊藤　真衣
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０号
静岡市駿河区向敷地638番地の２
破産者　藤川イツ子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９号
静岡市葵区飯間2117番地の１
破産者　森田美保子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４号
愛知県一宮市猿海道１丁目８番５号　サザンコスモ705号
破産者　山尾　　誠
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５５号
愛知県一宮市猿海道１丁目８番５号　サザンコスモ705号
破産者　山尾　緑咲
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１３２号
愛知県稲沢市長野１丁目４番３―201号
破産者　宮崎　貴宏
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２０２４号
大阪市北区大淀中３丁目11番18号　第２ミカドマンション203号室、前住所大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―201号
破産者　坂本　正義
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３０号
神奈川県海老名市上今泉２丁目11番５号　ウイン海老名224号室、開始決定時長崎県佐世保市黒髪町29番11号
破産者　ＴＮ建装こと　管田　年孝
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４３号
大阪府枚方市村野本町10番20―24号
破産者　アゴウ加工こと　吾郷　永和
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８０号
大阪府枚方市出口３－６―20、開始決定時大阪府枚方市出口４丁目13番16号
破産者　橋本　純治
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１３号
大阪府八尾市中田４丁目41番地の１　シティーガーデン藤Ｄ―101号
破産者　八坂　　絢
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７９号
大阪府東大阪市若江東町４丁目１番41号　インクリース　203
破産者　田畑　清隆（旧姓越智）
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５２号
大阪市東淀川区豊新３丁目５番８号　ハマハイツ　３Ｂ号
破産者　日髙　博明
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目４番10号
破産者　西田　福紘
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１号
大阪府守口市神木町１番６―403号
破産者　福田　　光
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７４号
大阪市城東区鴫野東３丁目20番13号
破産者　松本福成こと　松本　典大
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３２号
大阪府東大阪市上石切町１丁目８番９号　プラチナム石切　204号
破産者　木本美加こと　朴　　美加
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部